

番号 (団体) 指置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
9 福祉保健局	情報システムのパスワードについて、規程を改めるべきこと、セキュリティ設定を見直すべきもの。	<p>東京都サイバーセキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）では、情報システムで使用するパスワードの桁数、使用文字列の指定、変更の期限等（以下「パスワードの条件」という。）について規程で定めることとされています。局が所管する東京都周産期医療センター及び東京都医療機関情報システムにおいて、パスワードの条件と対策基準で求められている項目のうち一部について定められないことが認められた。規定でない項目について、実際に両システムで変更の期限等を確認したところ、設定されていなかった。周産期システムは多くの個人情報を収集しているかを確認したところ、設定されていなかった。取り扱いシステムであり、パスワードの桁数について規定されていないことで、情報漏えい等のリスクが高まっている。また、医療機関システムは、個人情報を取扱わないものの、局が医療機関に付与するIDのパスワードについて変更の期限が定められていないことで、医療機関の担当者が交代してもパスワードが変更されず、本来権限がない者により医療機関情報を不正に編集されるリスクが高まる。局が対策基準で示されたパスワードについては、規程を改めるとともに、セキュリティ設定を見直すこととした。</p>	<p>① 周産期システム、産期医療情報システムサイバーセキュリティ実施手順を再整備し、パスワードの桁数等について規定した。 ② 医療機関システム 国は、令和5年度から全国統一的な検索サイトを運用することを決定しており、都の医療機関システムにおいても、都独自の部分を除いて全国統一版に取り込まれることになつた。現状において、今後大幅な仕様変更を予定している現行システムの改修を行うことは難しい、そこで掲示板において、令和2年7月29日、医療機関が任意にパスワードを変更することができるシステムとなつていることを周知し、少くとも年1回パスワードの変更を行いうよう依頼した。 【1-エ】 令和2年10月2日にサイバーセキュリティ実施手順の改定を行い、パスワードの変更を医療機関において少なくとも年1回は行うよう依頼することを追加した。 【2-ウ】</p>

番号 (団体) 指置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
10 主税局	画地及び用途の認定を行うべきもの。	<p>日黒都税事務所は、共同住宅とコマースペーキングが所在し、一棟として利用地を一画地として認定しており、適途の認定を行うべきもの。</p> <p>現状において、今後大幅な仕様変更を行なうことは難しい、そこで掲示板において、令和2年3月開催の全体課長会議及び同年7月に実施した事務指導会議において、各事務所に対しても改正内容の周知及び今後の統一事務処理の実施について指導を行った。 【2-エ】</p>	<p>シバーキングが所在し、一棟として利用地を一画地として認定しており、適途の認定を行うことは適正でない。これらの結果、固定資産税等が2万円、0.00円の課税超過となつる。所は、画地及び用途の認定を適正に行わせたい。</p>

  

番号 (団体) 指置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
11 教育庁	積立金会計の償取金額について、実態を踏まえて適切に設定すべきもの。	<p>学校償取金等事務手引では、積立金会計の償取金額が過去の徴収・執行実績を基本として、令和2年の実績の変更等を反映させることとされている。その際、歳入金及び卒業時の返還額が予算の2割から3割を超える経費の精査を行うこととされているが、多摩高等学校及び青梅総合高等学校において、卒業返還金等予算に占める割合が、それぞれ3.9、7.7%、5.5、1.1%と高い率となっている状況が認められた。青梅総合高校では、令和元年度予算については予備費を減額し、令和2年予算は原則として都度償取へ切り替えられることが多い。予算は原則として都度償取へ切り替えることとともに、具体的な執行見込みのみが予算には計上しないこととする。 【1-エ】 予え企業室を運営して、学年全員が参加する芸術祭の実施を踏まえて、過去の実績を踏まえて予算を計上することとした。 【2-ウ】 給付型奨学生を該奨学生から支出手するため、経営企画部は、当該奨学生へのアーリングを行ない、奨学生が該奨学生から支出手するため、経費の執行対象が一部生徒となると、予算を計上する。 【1-エ】 教育庁は、積立金会計の償取金額について、実態を踏まえて適切に設定すべきである。積立金会計の償取金額について、実態を踏まえて適切に設定され、必要最低限の償取金額と寸合がある。積立金会計の償取金額について、実態を踏まえて適切に設定され、必要最低限の償取金額と寸合がある。積立金会計の償取金額について、実態を踏まえて適切に設定され、必要最低限の償取金額と寸合がある。</p>	<p>土地区画整理事務所では、外部貸し駐車場が存在する場合の画地認定について、居住者事例が増加する場合に駐車場を転換する社会情勢を踏まえ、同一画地質権認可登録を改めて令和2年3月末に事務所にて通知した。 【1-エ】 この改正により本件については同一画地を適用することとし、用途の認定が一度を改めて令和2年3月開催の全体課長会議及び同年7月に実施した事務指導会議において、各事務所に対しても改正内容の周知及び今後の統一事務処理の実施について指導を行った。 【2-エ】</p>

【意見・要望事項】				
番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
12	財務局	財産をより適切に管理するための巡回等実績について	財産運用部は、所有財産のうち「土地等」という（）について、公益財团法人道路整備保全公社へ巡回、境界確認などの管理業務を委託している。問題部は、各土地等を安全管理上の問題別に分類して、巡回等の回数の目安としての区分を設け、受託者と協議の上、各土地等の区分を設定して、巡回の実施状況等を把握し、巡回状況を速やかに把握できる仕組みを構築した。 4月から運用を開始した。 今後は上記帳票を活用することで、巡回の実施状況等を把握し、巡回状況を速やかに巡回等実績について	部は、所有する土地等の巡回実績を迅速かつ正確に把握するための手段について、公社側と検討を重ねてきた。 その結果、巡回場所、巡回回数等を網羅的に把握できる電子帳票を公社に作成させ、都と共有することによって、巡回状況を速やかに把握できる。 【2-ウ】
13	会計管理局	イベント開催費用に係る負担決めについて	管理部は、制度導入の先行自治体と連携し、「新会計制度普及促進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催して活動を行っている。連絡会議は平成23年度の設置以来、制度導入の目的及び実務的課題についての情報交換が一層進むよう情報発信に取組んできたところである。 連絡会議は年に1回程度定期開催している。 全国の公会計制度普及促進連絡会議決済会議等を対象としたイベント開催費用に係る負担決めについて、イベント開催費用について、 （2-ウ）	部は、平成18年に模式算定・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度導入のための区内支援を行なったところも、制度の利点について全国の自治体に発信するための自治体間連携を行ってきた。 新公会計制度の活用状況を見てもみると、大規模施設の更新需要に対する新公会計制度の活用に向けた骨格が完成され、その改修内容について、各局向け業務説明書の改訂通知（令和2年3月）や取扱説明会（令和2年6月）など改修内容について、各局向け業務説明書の改訂通知（令和2年3月）や取扱説明会（令和2年6月）など改修内容について、各局向け業務説明書の改訂通知（令和2年3月）や取扱説明会（令和2年6月）など改修内容について、各局向け業務説明書の改訂通知（令和2年3月）や取扱説明会（令和2年6月）などを通じて周知徹底した。 【1-エ】
14	教育庁	イベント開催費用について	教育庁は、教育厅精神保健相談事業を対象として、年間延べ80人への提供を想定したとしているが、実績は年間延べ18人であった。 契約の履歴については、運営会議決済事項として、会場利用料金の支拂い、精神保健相談料金に係る美徳契約方法についての取組を行っており、 （2-エ）	部は、平成18年に模式算定・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度導入のための区内支援を行なったところも、制度の利点について全国の自治体に発信するための自治体間連携を行ってきた。 新公会計制度の活用状況を見てもみると、大規模施設の更新需要に対する新公会計制度の活用に向けた骨格が完成され、その改修内容について、各局向け業務説明書の改訂通知（令和2年3月）や取扱説明会（令和2年6月）などを通じて周知徹底した。 【1-エ】
15	会計管理局	イベント開催費用について	精神保健相談事業に係る美徳契約方法についての取組を行つた。 （2-エ）	部は、平成18年に模式算定・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度導入のための区内支援を行なったところも、制度の利点について全国の自治体に発信するための自治体間連携を行ってきた。 新公会計制度の活用状況を見てもみると、大規模施設の更新需要に対する新公会計制度の活用に向けた骨格が完成され、その改修内容について、各局向け業務説明書の改訂通知（令和2年3月）や取扱説明会（令和2年6月）などを通じて周知徹底した。 【1-エ】

## [令和元年行政監査（都における情報システムの内部統制のあり方について）]

## 【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
16	戦略政策情報推進本部	デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）について、ICTによる業務効率化にとどまらず、DXの推進により、ビジネスそのものの向上を実現しようとする取組が見られた。また、民間企業でDXを操作できる共通プラットフォームを主な仕様で構築し、個々の顧客や属性に応じて最適なサービスを提供することで、顧客の体験価値を向上させている。これまで局ごとに総務改革及び都民サービスを構築するところが前提となつていて、各局間の連携を図ることで構築することが前提となる。例えば各局間の特長を踏まえた共通業務システムを構築して各局の業務サービスを提供することなどが有効と考える。戦略政策情報推進本部は、各局と連携して都の業務改革及び都民サービスの向上に資するDXの更なる推進に取り組まれたい。	各局のDXの推進に資する事業の一つとして、オンライン調査事業を開始した。これは、都民等を対象として、インターネット上のサービスを活用し、アンケートを実施し、迅速な施策効果の把握や適切な政策立案に寄与する事業である。民間企業でDXを操作できる共通プラットフォームを主な仕様で構築し、個々の顧客や属性に応じて最適なサービスを提供することで、顧客の体験価値を向上させている。これまで局ごとに総務改革及び都民サービスを構築することが前提となつていて、各局間の連携を図ることで構築することが前提となる。例えば各局間の特長を踏まえた共通業務システムを構築して各局の業務サービスを提供することなどが有効と考える。戦略政策情報推進本部は、各局と連携して都の業務改革及び都民サービスの向上に資するDXの更なる推進に取り組まれたい。	事業の実効的な運用を図るために資金運用規程を定めているが、事業安定期立資産及び高齢者等互助積立資産について、それぞれ都管理運営を行っているため各管理規程を見たところ、事業安定積立資産8、1~6万円と高齢者等互助積立資産6、7~7万円と少なくとも4年間使用した実績がないにもかかわらず、定期預金や国債などによる運用を行っている。【1-1】

## [令和元年財政援助団体等監査]

## 【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	主税局 (公益財團法人東京都税務協会)	安全かつ効率的な資金管理を行うべき	協会は、保有する資金の定期預金や国債等で運用するなど、資金管理運営を行っている。そのためには、資金運用規程に基づき、定期預金や国債などによる運用を行っている。【1-2】	事業安定積立資産は、管理規程を改正し、管理運用計画を策定、定期預金の運用を開始した。また、特定期限貸付規程を新たに制定し、当該資金等の取扱いに関する必要な事項を定めた上で、管理運営規程を新たに改訂した。「本部移転準備会」にて新設された「本部移転準備会」として管理・運用を開始した。また、特定期限貸付規程を新たに制定し、当該資金等の取扱いに関する必要な事項を定めた上で、管理運営規程を新たに改訂した。「本部移転準備会」として管理・運用を行った。【1-2】
18	福祉保健局 (社会福祉法人大きき会)	補助金を返還すべきもの	局は、社会福祉法人等に対し、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。さくらきこばんでは、保育所施設子育て支援推進加算のうち、専門学校生において、対象外である高校生の保育所経験額入れを計上していたことにより、実績額が過大に算出されているため、平成29年度分で7万円が過大に交付されている。法人は、交付額報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。法人に対し補助金の返還を求められたい。	過大に交付した補助金7万円について返還を受けた。【1-2】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
19	福祉保健局 (社会福祉法人 法人などの花会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人等の花会が設置するため、特別保育園で、特別保育事業等推進算のうち、障害児保育事業の算定人を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で2.7万円が過大に交付され、法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	① 過大に交付した補助金2.7万円について、令和2年3月1,000円について、令和2年3月1日付けて法人から返還を受けた。 【1-ア】翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方針の説明会について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。
20	福祉保健局 (社会福祉 法人わかつ や福祉会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人等の花会が設置するマリヤ保育園で、小中高生の育児体験を入れにおいて、生徒を受け入れた実績書類が誤認できなかったことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で6.0万円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	① 過大に交付した補助金6.0万円について、令和2年3月2,3日付けて法人から返還を受けた。 【1-ア】施設が保育サービス推進事業を実施する際に主として参考する「加算項目等を記載する」実績書類の適切な保管についての説明を追記し、改善がよりわかりやすくなるように改善した。 ② 施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考式について、実績書類を適切に保管できるよう改良し、令和2年2月3日に各団体に配布した。 【2-エ】例年、翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方針の説明会について、令和元年3月2,3日付けて法人から返還を受けた。 ③ 中で②の各加算項目説明資料や、参考様式について施設宛てに説明を行い、異なる制度の理解を図った。 【2-エ】
21	福祉保健局 (社会福祉 法人紅葉の 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人紅葉の会が設置する白糸さらば保育園で、特別保育事業において、個別の除去対応をしていない者を加算対象としているが、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で4.2万円が過大に交付され、法人は、実績報告を適切に行うことによって、誤りやすい点について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。	① 過大に交付した補助金4.2万円について、令和2年3月2,6日付けて法人から返還を受けた。 【1-ア】施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考式について、実績書類を適切に保管できるよう改良し、令和2年2月3日に各団体に配布した。 【2-エ】例年、翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方針の説明会について、令和元年3月2,3日付けて法人から返還を受けた。 【2-エ】
22	福祉保健局 (社会福祉 法人東中川 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人東中川保育園で、特別保育事業等推進算のうち、障害児保育事業において対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分の西線額よりおつこ保育園で91万2,000円、東中川保育園で、特別保育事業等推進算のうち、障害児保育事業において対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分の西線額よりおつこ保育園で91万2,000円、東中川保育園で2万2,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うことによって、誤りやすい点について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。	① 過大に交付した補助金6.0万円について、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。
23	福祉保健局 (社会福祉 法人東保育 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人東保育会が設置する本郷ゆうじ保育園で、特別保育事業等推進算のうち、零歳児の延長保育事業において対象者の算定人數を誤ったことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で、5万円が過大に交付され、法人は、実績報告を適切に行うことによって、誤りやすい点について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。	① 過大に交付した補助金5万円について、令和2年3月2,3日付けて法人から返還を受けた。 【1-ア】例年、翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方針の説明会について、令和元年3月2,3日付けて法人から返還を受けた。 ② 令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。
24	福祉保健局 (社会福祉 法人不動福 祉会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人不動福祉会が設置する福生本町保育園で、特別保育事業等推進算のうち、障害児保育事業において、算定期間内数を誤ったこと、また、保育所校生等の保育実習生受入れに対する専門加算において、対象外である高校生等の保育所実験受入れを計上したことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で90万円が過大に交付されてい、法人は、実績報告を適切に行うことによって、誤りやすい点について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。	① 過大に交付した補助金90万円について、令和2年3月2,3日付けて法人から返還を受けた。 【1-ア】例年、翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方針の説明会について、令和元年3月2,3日付けて法人から返還を受けた。 ② 令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
24	福祉保健局 (社会福祉 法人不動福 祉会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人不動福祉会が設置する福生本町保育園で、特別保育事業等推進算のうち、障害児保育事業において、算定期間内数を誤ったこと、また、保育所校生等の保育実習生受入れに対する専門加算において、対象外である高校生等の保育所実験受入れを計上したことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で90万円が過大に交付されてい、法人は、実績報告を適切に行うことによって、誤りやすい点について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。	① 過大に交付した補助金90万円について、令和2年3月2,3日付けて法人から返還を受けた。 【1-ア】例年、翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方針の説明会について、令和元年3月2,3日付けて法人から返還を受けた。 ② 令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目等を記載した参考資料」や、施設が根拠資料等を参考式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。

番号 (団体)	対象局 事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
25 福利保健局 (社会福祉 法人友好福 祉会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人友好福祉会が設置する風の子保育園及びこむぎ保育園で、特別保育事業等推進計算のうち、零歳児の延長保育事業において算定人數を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分で3.3万5,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	過大に交付した補助金3.3万5,000円について、令和2年3月26日付けで法人から返還を受けた。  【1-7】例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、各加算項目説明資料「」や、施設が報酬資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を行った。  【2-1】
26 福利保健局 (社会福祉 法人豊仁 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人豊仁会が設置する付町保育園で、特別保育事業等推進計算のうち、零歳児が対象事業で補助金を返還すべきものと算定されたことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分で4.6万5,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分で4.6万5,000円が過大に交付されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	過大に交付した補助金4.6万5,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。  【1-7】翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、各加算項目説明資料「」や、施設が報酬資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を行った。  【2-1】
27 福利保健局 (社会福祉 法人南町保 育会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人南町保育会が設置する多摩境保育園、赤堤ゆりの木保育園及びさらなる木保育園1万1,000円、赤堤ゆきら中央保育園57万5,000円。 において、加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分の多摩境保育園で1万6万6,000円、赤堤ゆきら中央保育園で57万5,000円。 としている。法人は、実績報告を適切に行うことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分の多摩境保育園で6万8万円、赤堤ゆきら中央保育園で68万円が過大に交付されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	過大に交付した補助金について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。  【1-7】翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、各加算項目説明資料「」や、施設が報酬資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を行った。  【2-1】
28 福利保健局 (社会福祉 法人てつな ぎの会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人てつなぎの会が設置する田無ひまわり保育園のうち、一時預かり事業・等推進計算のうち、零歳児の延長保育事業において算定人數を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分のちつと園で2万2,000円、田無ひまわり保育園で4万4,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分のちつと園で1,000円、風の子保育園で2万2,000円、田無ひまわり保育園で4万4,000円が過大に交付されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	過大に交付した補助金について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。  【1-7】翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、各加算項目説明資料「」や、施設が報酬資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を行った。  【2-1】
29 福利保健局 (社会福祉 法人彩保育 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人彩保育会が設置する多摩境保育園、赤堤ゆりの木保育園及びさらなる木保育園1万1,000円、赤堤ゆきら中央保育園57万5,000円。 において、除云対応の記載がない旨を加算対象としていることなどにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分の千住大橋保育園で6万8万円、赤堤ゆきら中央保育園で68万円が過大に交付されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	過大に交付した補助金について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。  【1-7】翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年2月3日月曜日や、施設が報酬資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を行った。  【2-1】
30 福利保健局 (社会福祉 法人栄光 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。社会福祉法人栄光会が設置する栄光平山谷保育園で、基本額の算定のうち、2歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分で1万4,000円が過大に交付されたい。法人は、実績報告を適切に行うことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2年1月28日に開催した。参考様式について施設完結にて説明を行い、異なる制度の理解を図った。	過大に交付した補助金1万4,000円について、令和2年3月26日付けで法人から返還を受けた。  【1-7】例年、翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、各加算項目説明資料「」や、施設が報酬資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を行った。  【2-1】

番号 (団体)	対象局 事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30 福利保健局 (社会福祉 法人栄光 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。社会福祉法人栄光会が設置する栄光平山谷保育園で、基本額の算定のうち、2歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2.9年度分で1万4,000円が過大に交付されたい。法人は、実績報告を適切に行うことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成2年1月28日に開催した。参考様式について施設完結にて説明を行い、異なる制度の理解を図った。	過大に交付した補助金について、令和2年3月26日付けで法人から返還を受けた。  【1-7】例年、翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、各加算項目説明資料「」や、施設が報酬資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を行った。  【2-1】

番号	対象局 (団体)	事項 指置区分	監査結果の要約 講じた措置の概要	
31	福祉保健局 (社会福祉法人吹上会)	補助金を返すべきもの返還	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。社会福祉法人吹上会が設置する吹上多摩平保育園で、基本額の算定のうち、2歳児と3歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で1万6,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められた。	① 過大に交付した補助金1万6,000円について、令和2年3月24日付で法人から返還を受けた。 <b>【1-ア】</b> ② 例年、翌年度新規開設施設に対する申請としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。 <b>【2-イ】</b> ③ 実績報告が適切に行われるよう作成要領を改定し、実績報告作成の直前期である令和2年5月9日に周知することで注意喚起を行った。 <b>【2-エ】</b>
32	福祉保健局 (社会福祉法人相友会)	補助金を返すべきもの返還	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。社会福祉法人相友会が設置する浅川保育園で、基本額の算定のうち、1歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で1万2,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められた。	① 過大に交付した補助金1万2,000円について、令和2年3月23日付で法人から返還を受けた。 <b>【1-ア】</b> ② 例年、翌年度新規開設施設に対する申請としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。 <b>【2-イ】</b> ③ 実績報告が適切に行われるよう作成要領を改定し、実績報告作成の直前期である令和2年5月29日に周知することで注意喚起を行った。 <b>【2-エ】</b>
33	福祉保健局 (社会福祉法人豊仁会)	補助金を返すべきもの返還	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。社会福祉法人豊仁会が設置する花小金井にこに保育園で、基本額の算定のうち、0歳児と4歳以上児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で2万7,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められた。	① 過大に交付した補助金2万7,000円について、令和2年3月23日付で法人から返還を受けた。 <b>【1-ア】</b> ② 例年、翌年度新規開設施設に対する申請としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。 <b>【2-イ】</b> ③ 成要領を改定し、実績報告作成の直前期である令和2年5月29日に周知することで注意喚起を行った。 <b>【2-エ】</b>
34	福祉保健局 (社会福祉法人福翠会)	補助金を返すべきもの返還	局は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)に対し、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金を交付している。法人福翠会が設置する板橋の里・英智園の平成29年度の補助金について、「サービス評価・改善計画加算」について、「サービス評価・改善計画加算(努力・実績加算)」のうち、「処方薬変更等の入所者・家族への連絡」では、入所者へ新たに薬を処方する際又は处方を変更する際に、書面により入所者によつて説明されたこと、「サービス評価・改善計画加算」では、第三者評価を踏まえたサービス改善計画と施設内に掲示するとともに、これを行つていなかつた。これらにより、書面による評議も行つていなかつた。これにより、評議を踏まえたサービス改善計画と使用者へ配布等するべきところ、これを踏まえ、家族へ説明されたところ、「サービス評価・改善計画加算」では、第三者評議を踏まえたサービス改善計画と施設内に掲示するとともに、これを行つていなかつた。これらにより、書面による評議も行つていなかつた。また、「処方薬変更等の入所者・家族への連絡」について、令和2年3月25日付で要綱改正を行い、令和2年廃止し、施設の双方が確認できるよう改善を図ることとした。施設の双方が確認できるよう改善を図ることとした。施設の双方が確認できるよう改善を図ることとした。 <b>【2-ア】</b>	
35	福祉保健局 (社会医療法人池北医療財團)	補助金を返すべきもの返還	局は、地域医療構想に基づき、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟の整備を行う医療機関に対し、施設整備及び設備整備に要する経費の一部を補助している。団が設置する社会医療法人池北医療財團が設置する本病院について、平成30年度の看護人賃に係る補助対象外である保守料を含めていたため、24万3,000円が過大に交付されている。法人は、過大に交付された補助金を返されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	過大に交付した補助金105万円について、令和2年3月30日付で法人から返還を受けた。 <b>【1-ア】</b> 「サービス評価・改善計画加算」については、実績報告の際に各施設が作成する「実績報告チェックリスト」に、「サービス改善計画・実施状況(別記第6号様式)」を掲示及び周知し、場所及び日時を記入する項目を追加し、適切に要件を満たしていること改善を図ることとした。施設の双方が確認できるよう改善を図ることとした。 <b>【2-イ】</b>

番号	対象局 (団体)	事項 指置区分	監査結果の要約 講じた措置の概要
35	福祉保健局 (社会医療法人池北医療財團)	補助金を返すべきもの返還	局は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)に対し、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金を交付している。法人福翠会が設置する板橋の里・英智園の平成29年度の補助金について、「サービス評価・改善計画加算」について、「サービス評価・改善計画加算(努力・実績加算)」のうち、「処方薬変更等の入所者・家族への連絡」では、入所者へ新たに薬を処方する際又は处方を変更する際に、書面により入所者によつて説明されたこと、「サービス評価・改善計画加算」では、第三者評議を踏まえたサービス改善計画と施設内に掲示するとともに、これを行つていなかつた。これらにより、書面による評議も行つていなかつた。また、「処方薬変更等の入所者・家族への連絡」について、令和2年3月25日付で要綱改正を行い、令和2年廃止し、施設の双方が確認できるよう改善を図ることとした。施設の双方が確認できるよう改善を図ることとした。 <b>【2-ア】</b>



監査結果の要約			講じた措置の概要				
番号	(団体)	事項					
39	福祉保健局	老人福祉施設整備費補助要綱についての経費の受領について確認する方針を検討し、補助金を交付する事務を行なうべきもの	<p>局は、老人福祉施設整備費補助要綱に基づき、法人等が社会福祉施設を整備した場合の経費の一部を補助している。法人が設置する施設について寄付金の受領について確認する方針を検討し、補助金を交付する事務を行なうべきもの</p> <p>施設完の寄付3万円を受領していることが認められた。局は、平成29年度台帳を見たところ、法人は施設整備工事の契約相手方の代表者から、施設竣工後の平成31年2月23日に当該施設完の寄付3万円を受領していることから認められた。局は、平成29年度老人福祉施設整備費補助要綱において、老人福祉施設整備費補助として、契約の資金の提供を受けではないと定めている。このことから、法人が施設整備工事の契約相手方の代表者から、竣工後に寄付を受領しているのは適切でない。</p> <p>局は、寄付金について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行われたい。</p> <p><b>[2-1]</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1 ○</td><td>2 ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td></tr> </table>	1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○
1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○				
40	福祉保健局 (公益財團 法人城北労働・福利センター)	越年相談事業に対する対応に支給根拠を明確にすべきもの	<p>局は、年末年始の労働事情等のため就労できず生活に困窮している山谷地域居住者を対象とした職員に対する対応に支給根拠を明確にすべきもの</p> <p>局は、年末年始の労働事情等のため就労できず生活に困窮している山谷地地域居住者を対象とした職員に対する対応に支給根拠を明確にすべきもの</p> <p>この経費の内訳を見たところ、財団は、「越年相談業務を実施して、この相談事業のうち、会場整理、生活相談、医療相談等の業務を局から受託していること」が認められた。</p> <p>旅費規程には、「(越年手当)」について、「越年手当(旅費を含む。)」を支給していることが認められた。</p> <p>しかしながら、「財団の給与規程及び旅費規程には、(休日による旅費)について定めた職員に対する対応について、明確な根拠がないことは適切でない。職員に対する対応について、支給根拠を明確にされたい。</p> <p><b>[2-2]</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1 ○</td><td>2 ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td></tr> </table>	1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○
1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○				
41	戦略改進情報推進本部	会計処理における収支額が過大とみなされているもの	<p>局は、年未年始の労働事情等のため就労できず生活に困窮している山谷地地域居住者を対象とした職員に対する対応に支給根拠を明確にすべきもの</p> <p>局は、年未年始の労働事情等のため就労できず生活に困窮している山谷地地域居住者を対象とした職員に対する対応に支給根拠を明確にすべきもの</p> <p>この経費の内訳を見たところ、財団は、「越年相談業務を実施して、この相談事業のうち、会場整理、生活相談、医療相談等の業務を局から受託していること」が認められた。</p> <p>旅費規程には、「(休日による旅費)」について、「越年手当(旅費を含む。)」を支給していることが認められた。</p> <p>しかしながら、「財団の給与規程及び旅費規程には、(休日による旅費)について定めた職員に対する対応について、明確な根拠がないことは適切でない。職員に対する対応について、支給根拠を明確にされたい。</p> <p><b>[2-3]</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1 ○</td><td>2 ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td></tr> </table>	1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○
1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○				
42	総務局	物品が登載漏れとなっているもの	<p>局は、年未年始の労働事情等のため就労できず生活に困窮している山谷地地域居住者を対象とした職員に対する対応に支給根拠を明確にすべきもの</p> <p>局は、年未年始の労働事情等のため就労できず生活に困窮している山谷地地域居住者を対象とした職員に対する対応に支給根拠を明確にすべきもの</p> <p>この経費の内訳を見たところ、財団は、「越年相談業務を実施して、この相談事業のうち、会場整理、生活相談、医療相談等の業務を局から受託していること」が認められた。</p> <p>旅費規程には、「(休日による旅費)」について、「越年手当(旅費を含む。)」を支給していることが認められた。</p> <p>しかしながら、「財団の給与規程及び旅費規程には、(休日による旅費)について定めた職員に対する対応について、明確な根拠がないことは適切でない。職員に対する対応について、支給根拠を明確にされたい。</p> <p><b>[2-4]</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1 ○</td><td>2 ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td></tr> </table>	1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○
1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○				
43	総務局	債権が過大計上となっているもの	<p>局は、年未年始の労働事情等のため就労できず生活に困窮している山谷地地域居住者を対象とした職員に対する対応に支給根拠を明確にすべきもの</p> <p>局は、年未年始の労働事情等のため就労できず生活に困窮している山谷地地域居住者を対象とした職員に対する対応に支給根拠を明確にすべきもの</p> <p>この経費の内訳を見たところ、財団は、「越年相談業務を実施して、この相談事業のうち、会場整理、生活相談、医療相談等の業務を局から受託していること」が認められた。</p> <p>旅費規程には、「(休日による旅費)」について、「越年手当(旅費を含む。)」を支給していることが認められた。</p> <p>しかしながら、「財団の給与規程及び旅費規程には、(休日による旅費)について定めた職員に対する対応について、明確な根拠がないことは適切でない。職員に対する対応について、支給根拠を明確にされたい。</p> <p><b>[2-5]</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1 ○</td><td>2 ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td><td>アイ ウ エ ア イ ウ エ ○</td></tr> </table>	1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○
1 ○	2 ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○				

## 【令和元年度各会計歳入歳出決算審査】

## 【指摘事項】

監査結果の要約			講じた措置の概要	
番号	(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
41	戦略改進情報推進本部	会計処理における収支額が過大とみなされているもの	(数) 諸収入(原) 雑入(目) 雑入において、調定額及び収入未済額10万7,962円に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額10万7,962円について、令和2年6月29日に、取扱会計システムにより更正処理を行った。
42	総務局	物品が登載漏れとなっているもの	物品5点(サーモグラフィー)が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた物品5点について、令和2年6月9日に、物品管理制度にて、令和2年6月9日に、登録漏れとなることから、物品の登録漏れがシステムに登録した。また、財務諸表における複式仕訳についても、適正に処理を行った。
43	総務局	債権が過大計上となっているもの	債権5万5,000円(敷金)が過大に計上されている。	<p>令和2年10月21日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。<b>[1-1]</b></p> <p>所管担当部署においては、敷金に係る事務手続に関し、債権として適正に管理するよう、引牒事項として明記し、年度を跨いだ債権事務においても処理に適齟のないよう体制整備を行った。</p> <p>また、令和2年9月30日付2総務第974号により、公有財産増減文において、記載漏れ等がないよう、メールを通じて明記するなども、メルル文においても監査指摘事例の紹介を底に、局内の用発防止に向け、周知徹底を行った。<b>[2-1]、2-2]</b></p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
44	財務局	債権が計上漏れとなっているもの	債権 2万 8,000円(駐車場の敷金)が計上漏れとなっている。	局計画及び所管部において、令和2年9月1日には、再発防止に向けてそぞれの担当者と課長代理による複数回のチェックを行うよう改めて確認し、翌業務マニュアルに追記することにより半度以上に亘る事務手続についても適切がないよう体制整備を行った。 【2-1】 令和2年9月3日、債権減異動通知書作成時の依頼にあわせ、各部門担当者を通じて、今回指摘のあった箇数以外も含め、「今後詰戻漏れ等がないよう改めて周知を図った。」 【2-2】 令和2年10月26日、債権増減異動通知書を会計管理部へ提出し、修正手続を行った。【1-2】
45	都市整備局	(決算計数について) 土地3,980,200m <sup>2</sup> (環状2号線地区再開発事業用地(メトロ工区))が登載漏れとなっている。 (予算の執行状況等について) 局は、環状第二号線を交通開放しており、その裏側第三号線の一部(以下「メトロ工区」という)では、東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」といふ。)が建設(虎ノ門ヒルズ駅)、建設のため、令和4年度末まで工事を施工することについて、東京メトロと覚書を交わしている。この工事期間中の道路の維持について、当該工事期間中が負うものとしめた周知依頼に基づき、令和4年9月23日開催の所管長会議題として周知し、注行状況等について、財産処理を適正に行うべきもの	(決算計数について) 土地3,980,200m <sup>2</sup> (環状2号線地区再開発事業用地(メトロ工区))が登載漏れとなっている。 (予算の執行状況等について) 局は、環状第二号線を交通開放しており、その裏側第三号線の一部(以下「メトロ工区」といふ。)では、東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」といふ。)が建設(虎ノ門ヒルズ駅)、建設のため、令和4年度末まで工事を施工することについて、東京メトロと覚書を交わしている。この工事期間中の道路の維持について、当該工事期間中が負うものとしめた周知依頼に基づき、令和4年9月23日開催の所管長会議題として周知し、注行状況等について、財産処理を適正に行うべきもの	登載漏れとなっていた土地5件について、令和2年9月1日には、財産情報システムに登録した。【1-1】 その後、同様の事例が発生した場合に於ける関係部署間での連絡や引継ぎ、やむを得ない理由により引継ぎに時間がかかる場合における実施手順について、未だ実施に於ける協議及び適切な会計処理の実施手順について注意を喚起し、時間を要する場合に於ける手続を明確化するため、このことについて定めた。 また、このことについて、市街地整備部は令和2年9月16日付け「所管部等第1事業所へ文書送付し周知する」とともに、市街地整備事務所では同日付け「所管部内各課に周知することとした。」 一方、市街地整備事務所では当部からの開催の所管長会議題として周知し、注意喚起を図った。【2-1】 【2-2】
46	住宅政策本部	建物が過大登載となっているもの	(社) 保証金収入(預)・定期借地権保証金収入(定期借地権保証金収入)において譲受額及び収入未済額が過大に計上されている。	局計画及び所管部において、令和2年8月17日の都営住宅経営部・部・課課長会議で「収入未済額が過大に計上され、未済額3,000万円について、令和2年8月18日に、財務会計システムによる更正処理を行った。【1-1】 令和2年7月17日の住宅政策本部会並びに同月20日及び令和2年8月17日の都営住宅経営部・部・課課長会は、必ず担当者及び課長代理の複数回のチェックによる確認を行うこととし再発を防止することを周知徹底した。 【2-1】 【2-2】
47	住宅政策本部	建物が過大登載となっているもの	(社) 使用料及手数料(預)手数料(日)・環境手数料において、還付未済額及び收入未済額が各3,000万円過大に計上されている。	過大に計上されていた建物について、令和2年6月29日に、財産情報システムに修正登録した。【1-1】 システィムに修正登録したこととし再発を防止することを周知徹底した。 【2-1】 【2-2】
48	環境局	会計処理に還付未済額及び收入未済額が過大に計上しているもの	過大に計上されていた還付未済額及び收入未済額3,000万円について、令和2年8月26日に財務会計システムにおいて更正処理を実施した。【1-1】 【2-1】 令和2年8月26日に当該事例における財務会計システムの適正な手続について、所管の担当係間で周知・徹底を行った。 過誤納還付資金を積算戻入する際に、還付未済額及び收入未済額が過大に計上されないよう、適正に財務会計システムの処理を行うとともに、所管担当者及び総務部経理課において複数のチェックを行う。【2-2】	過大に計上されていた還付未済額及び收入未済額3,000万円について、令和2年8月26日に財務会計システムにおいて更正処理を実施した。【1-1】 【2-1】 令和2年8月26日に当該事例における財務会計システムの適正な手続について、所管の担当係間で周知・徹底を行った。 過誤納還付資金を積算戻入する際に、還付未済額及び收入未済額が過大に計上されないよう、適正に財務会計システムの処理を行うとともに、所管担当者及び総務部経理課において複数のチェックを行う。【2-2】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	アイウエアイウエ	1 2 ○		

番号	対象局 (団体)	事項 指置区分	監査結果の要約 講じた措置の概要
49	福祉保健局	(ア) 用料(目) 福祉保健使用料において、調定額及び収入未済額が各169万円過大に計上されている。 (イ) 収入(目) 福祉保健費貸付金元利収入において、還付未済額及び収入未済額が各157万5,000円過大に計上されている。 (ウ) 雑入(目) 総額及び収入未済額が各43万7,000円過大に計上されている。	(ア) 過大に計上されていた調定額及び収入未済額169万円について、令和2年6月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 今後同様の事例が生じた場合に、担当者間で複数チェックを行うとともに速やかに更正処理を行うことを周知徹底した。 【2-ウ】 (イ) 過大に計上されていた還付未済額及び収入未済額157万5,000円について、令和2年8月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】 特別的な案件を扱う際は、事務処理手順を会計担当に確認し、慎重に処理及び審査を行う。 令和2年9月1日付けでマニュアルにも追記した上、起業者と確認する。【2-ウ】 (ウ) 過大に計上されていた調定額及び収入未済額43万7,000円について、令和2年6月15日より更正処理を行った。【1-ウ】 今後同様の事例が生じた場合は、担当者間で複数チェックを行うとともに速やかに更正処理を行うことを周知徹底した。 【2-ウ】
50	福祉保健局	1 土地が登載漏れとなっているもの 2 土地が登載漏れとなっている。	(ア) 物品2点(バスケット・ゴール)が過大に登載され、金額がほか4点)が登載漏れとなっている。 【1-ウ】 少子社会対策部は、育成支援課(施設所管課)と計画課(物品出納員)において、マニュアルに基づき、年度末に両課で相互チェックを行いうよう改めて周知した。 【2-ウ】 (イ) 登載漏れとなっていた物品5点について、令和2年7月2日までに、物品管理システムに登録した。【1-ウ】 医療政策部及び障害者支援体制部は、下記の取組により確認体制の強化を行った。 4点の登載漏れが発生した医療システムでの登録又は削除されるべきを徹底する。また、物品管理システムから提出される登載漏れが発生した場合に、指定期間で修正されない場合は、指定期間及び使用する供用物品整理簿及び使用登載漏れとなるものも

番号	対象局 (団体)	事項 指置区分	監査結果の要約 講じた措置の概要
51	福祉保健局	1 土地が登載漏れとなっているもの 2 土地が登載漏れとなっている。	(ア) 物品2点(バスケット・ゴール)について、令和2年7月15日には、物品管理システムから削除された。【1-ウ】 少子社会対策部は、育成支援課(施設所管課)と計画課(物品出納員)において、マニュアルに基づき、年度末に両課で相互チェックを行いうよう改めて周知した。 【2-ウ】 (イ) 登載漏れが発生した医療システムでの登録又は削除されるべきを徹底する。また、物品管理システムから提出される登載漏れが発生した場合に、指定期間で修正されない場合は、指定期間及び使用する供用物品整理簿及び使用登載漏れとなるものも
		1 アイウエアイウエ 2 オ	【1-ウ】 登載漏れとなっている上地について、令和2年7月21日に、インフラ区分を修正し、財産情報システムに登録した。【1-ウ】 令和2年9月1日付けで「都立児童養護施設公有財産所管換え事務マニュアル」を改定し、過年度修正の場合の注意点を記載した。【2-ウ】 【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	福祉保健局	債権が計上漏れとなっているもの	債権1,488万8,913円(東京都医師深学金貸与金ほか1件)が計上漏れとなっている。	令和2年10月30日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】
53	産業労働局	出資による権利が過大に登載しているもの	(公益財団法人東京都中小企業振興公社出資(中小企業技術活性化支援)が過大に登載されている。	令和2年8月17日に財産情報システムにて複数チェックを行うことを共有した。【2-ウ】
54	建設局	出資による権利が過大に登載しているもの	出資による権利が過大に登載され、和2年8月28日に修正処理を行った。【1-ウ】	令和2年8月2日付「行政財産(建物)の手続を行った。【1-ウ】
55	港湾局	債権が計上漏れとなっているもの	出資による権利が過大に登載され、和2年9月29日、局内関係部所にて周知し、類似事務を扱う他の所属に対しても再発防止を図った。【1-ウ】	令和2年9月2日付「行政財産(建物)の手続を行った。【1-ウ】
56	東京消防庁	物品が過大に登載しているもの	出資による権利が過大に登載され、和2年9月29日、局内関係部所にて周知し、類似事務を扱う他の所属に対しても再発防止を図った。【1-ウ】	令和2年9月2日付「行政財産(建物)の手続を行った。【1-ウ】
57	教育庁	未溶額が過大に計上しているもの	未溶額が各3,52円過大に計上されている。【1-ウ】	令和2年9月2日付「行政財産(建物)の手続を行った。【1-ウ】
58	1	2	1	2
	アイウエアイウエ	アイウエアイウエ	アイウエアイウエ	アイウエアイウエ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
56	建設局	建物が過大に登載となっているもの	建物21,06m <sup>2</sup> (野川公園四阿ほか2件)が過大に登載されている。	過大に登載されていた建物について、令和2年9月2日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】
57	東京消防庁	物品が過大に登載しているもの	物品2点(特種用途自動車)が過大に登載されている。	西都公園緑地事務所は、建築物等の行政財産を撤去する際には管轄課に事前に連絡し情報共有するよう、令和2年8月2日付「行政財産(建物)の手続手続を行つて」を各課に発出し、再発防止を図った。【1-ウ】
58	教育庁	未溶額が過大に計上しているもの	(ア) 諸収入(貯入)(目) 納付金において、諸額及び収入未溶額が各3,52円過大に計上されている。(イ) 諸収入(貯入)(目) 納付金において、諸額及び収入未溶額が各10,994円過大に計上されている。	令和2年9月28日、財務会計システムにより更正処理を行つた。【1-ウ】
	1	2	1	2
	アイウエアイウエ	アイウエアイウエ	アイウエアイウエ	アイウエアイウエ

番号	対象局 (団体)	事項 摘要	監査結果の要約	講じた措置の概要
59	警視庁	建物が過大登載及び登載漏れとなるもの	(ア) 建物17、22m <sup>2</sup> (三鷹警察署北野駅在所の一部)が過大に登載されている。 (イ) 建物1万2、320、47m <sup>2</sup> (下谷警察署下谷(含む)部ほか2件)が登載漏れとなっている。	過大登載されていた三鷹警察署北野駅在所は令和2年8月4日、登載漏れとなっていた下谷警察署下谷(含む)部ほか2件は同年7月20日に、財産情報システムにおいて誤びゆう訂正を行った。【1-1】 また、同種事案を防止するため、令和2年8月31日に、公有財産台帳の入力に当たりチェックすべき項目と複数チェックの担当者を明示した「公有財産台帳等作成時の確認票」を作成した。【2-1】
60	警視庁	商標権が登載漏れとなるもの	商標権2件(ストップ君∞警視庁ほか1件)が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた商標権2件は、令和2年7月21日に、財産情報システムにおいて新規登録(設定受)を行った。【1-1】 また、同種事案を防止するため、令和2年9月1日に、無体財産権の公有財産台帳への登録時期を年内に従来させる文書「知的財産権(特許権、商標権、著作権等)の適正な管理及び現況調査について」を発出し、さらに、年度末にも同様の文書を発出し、管理の徹底を図る。【2-1】
61	警視庁	物品が過大登載漏れとなるもの	(ア) 物品1点(ダウソノン・ベータ) (イ) 物品2点(スイッチヤードほか1点)が登載漏れとなっている。	過大登載されていた物品1点について、物品管理システムから令和2年7月29日に削除した。また、登載漏れの物品2点についても、同日に物品管理システムに登録した。【1-1】 交通管制課内における物品管理に関する連絡会議を令和2年8月7日に実施した。同会議にて、担当者間の業務連絡を徹底するとともに、物品登載漏れ、登載誤り等が発生しない体制を確立した。なお、工事起案から物品登載までのフローチャートを作成し、共同で登載漏れの発生を防ぐ。さらに、物品担当者と工事登注担当者の間に内行事務登載事務を適正に内行事務登載までに至るまでの連絡を確立した。同会議では、工事登注書類の「細目物品种別登載する」と「細目物品种別登載する」の様式変更を行ない、登載する担当者と工事登注担当者の相互チェック及び情報共有を行うこととした。【2-1】
62	収用委員会事務局	会計処理における算定額及び収入未済額が过大計上とみなされているもの	(勘) 諸収入(現)雑入(日)雑入において、算定額及び収入未済額が各1、478円過大に計上されている。	令和2年6月26日に、過大計上となっていた収入未済額について、財務会計システムにより複式仕訳の更正処理を行った。【1-1】 令和2年7月31日に、経理担当課である総務課の総務課長と経理担当課での複式仕訳の検討を行った。さらで、複式仕訳での検討を行った。さらに、その内容についてまとめた文書を作成し、今後の再発防止の徹底を行った。【2-1】

行 東 都 埼 県  
東京都新宿区西新宿1丁目八番1号  
電話 ○3(5311)1111-1111(代)  
郵便番号 163-8001

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)  
印刷所 東京都文京区白山1丁目11番7号  
電話 ○3(318)1111-5110(代)  
郵便番号 113-0001

FSC  
ミックス  
紙  
FSC® C006270

リサイクル適性(A)

このマークは、この  
リサイクルマーク